

余裕工期設定工事に関する特記仕様書

(対象工事)

第1条 本工事は、工期に余裕期間を設定する工事（余裕工期設定工事）の対象工事である。

(工期の設定)

第2条 工事請負契約の成立の日の翌日から工期末日までの期間は、発注者が定める工事期間（標準又は積上げ工事工期）に60日間を加えた期間を見込んでいる。

(工事開始日の期限)

第3条 受注者は、工事請負契約の成立の日の翌日から起算して60日以内の任意の日を工事開始日と定め、契約締結までに工事開始日通知書により発注者に通知しなければならない。

(契約関係の取扱い)

第4条 工事請負契約書、その他契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期は、工事開始日から終期日とする。

- 2 工事実績情報サービス（CORINS）は、工事開始日後、土・日曜日及び祝祭日等を除き、10日以内に登録すること。
- 3 工事請負契約書第3条の規定に基づく工程表は、余裕期間を記載すること。
- 4 工事請負契約書第4条の規定に基づく契約保証の期間は、契約締結日から終期日までを対象とすること。
- 5 工事請負契約書第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知は、工事開始日までに通知すること。
- 6 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

(工事開始日前の現場管理等)

第5条 契約日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。

- 2 契約日から工事開始日までの期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の配置)

第6条 契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人並びに担当技術者を配置することを要しない。

(経費の負担)

第7条 余裕工期の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

余裕工期設定工事について (イメージ)

